

●申告の注意点など

予約制について

- 申告1件（1人分）につき、予約1枠20分となっています。2件（2人）以上の申告がある場合には、申告する件数分の枠を予約してください。
- 予約時間を過ぎても来庁されない場合は、キャンセル扱いとさせていただきます場合があります。

特定口座で源泉徴収されている配当を申告する方へ

令和5年分の所得税の確定申告（令和6年度以降の市民税・県民税）からは、所得税と市民税・県民税で別の課税方式を選択できなくなります。所得税で総合課税を選択した場合は、市民税・県民税でも総合課税として申告することになります。また、所得税で申告不要を選択すれば、市民税・県民税にも申告不要が適用されます。

市役所で受付できない申告

- 下記の申告は市役所での申告受付ができません。
パソコンやスマートフォンからe-Taxを利用して申告するか、税務署で申告してください。
- 令和6年1月1日現在、本市に住民登録が無い方の申告
 - 土地・建物・株式などを売却した申告
 - 分離課税の配当所得や先物取引に係る申告
 - 退職所得の申告
 - 雑損控除の適用を受ける申告
 - 青色申告
 - 令和4年分以前の申告（確定申告、修正申告、更正の請求）
 - 住宅耐震改修特別控除
 - 住宅特定改修特別税額控除（バリアフリー改修または省エネ改修）
 - 消費税・贈与税・相続税の申告
 - 損益通算や繰越控除の申告
 - 住宅借入金等特別控除（1年目）の申告

住宅借入金等特別控除を初めて受ける場合は土浦税務署へ確定申告が必要だよ！
忘れないようにね！



公的年金等を受給している方へ

公的年金等の収入金額の合計が400万円以下で、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の方は、確定申告をする義務はありません（市・県民税の申告は必要です）。

※年金から天引きになっていない社会保険料、生命保険料や扶養などの控除を追加する場合や所得税の還付を受ける場合には、確定申告が必要となります。

収入がなかった方へ

令和5年中に収入がなかった方のうち、ご家族に扶養されていて、その方の税制上の被扶養者として、所得税や市民税・県民税の申告、あるいは年末調整の際に届けられていれば、法律上の申告義務はありません。ただし、申告に基づく所得情報が必要となる下記の行政サービスもありますので、これらのサービスを受ける方（または見込まれる方）は申告してください。

お電話でも申告を受け付けます。

- 非課税証明書（所得証明書）の交付
 - 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料や介護保険料の算定
 - 各種手当や給付金の支給 など
- ▶受付期間：1月22日(月)～3月15日(金)
午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

期間	受付時間	申告会場
2月16日(金)～3月15日(金)（土・日・祝日を除く。ただし、2月25日(日)は開場）	午前9時～午後4時	土浦市亀城プラザ（土浦市中央2-16-4） ※昨年と会場が異なります。

※来場者用の駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

※入場整理券の配布状況によっては、受付時間内に相談受付を終了する場合があります。

※入場には、当日配布または国税庁LINE

公式アカウントから事前に取得した入場整

理券が必要です。

※確定申告会場では、スマホ申告を基本とした相談体制となっています。

※マイナンバーカードを利用して申告する場合は、併せてパスワード（①数字4桁および②英数字6～16桁）が分かるようにしてお越しくください。

☎ 029 - 822 - 1100（代表）土浦税務署
個人課税第一部門



国税庁LINE
公式アカウント